

## はつが野自治会

### 「弔事の時の行動指針」細則

#### (目的)

第1条 この細則は、はつが野自治会の会員世帯に弔事があったとき、本自治会の取るべき行動指針について定める。

#### (連絡)

第2条 会員世帯に、弔事があるとわかった時は、それを知った者が班長、ブロック長、または会長にその旨を速やかに連絡する。班長は連絡を受けた後、直ちに訃報連絡票に必要事項を記載し、原本を会長宅に届けるかまたはファックスで通知する。

ご家族に対し、班長は「自治会として弔意を表すために香典をお供えしたい」旨を伝え、下記の件を確認する。

- a) 死亡された方の姓名および読み
- b) 香典を受け取っていただけるかどうか
- c) 通夜、告別式の日程と会場
- d) 喪主の方のお名前・読み。続柄・連絡先
- e) 通夜、または、告別式に班長が自治会を代表して参加しても良いか
- f) 弔事について、班内の自治会員に知らせて良いか

会長は、訃報連絡票を受け取り次第、当該班の班長に班内の自治会員に「訃報」を案内するように指示をする。ただし、弔事についての班内通知について拒否される場合は、訃報案内をしない。

弔事についてすべての事例を把握するのは、難しいので、原則として「家族から通知があった事例」「通夜・葬儀の直前または直後に知りえた事例」に対して対応するものとする。

「通夜・葬儀の直後に知りえた事例」の場合の対応については、上記(a)(b)(c)(e)について確認をしていただき、訃報連絡票に記載の上、会長宅に持参またはファックスで通知する。

#### (通夜、告別式への出席)

第3条 当該班の班長が自治会を代表して、通夜、告別式のいずれか、または両方に出席するものとする。

その時に、香典を受け取ると確認いただいていた場合は、弔慰金3千円を香典としてお供えする。

現金および付随費用については、班長が一時立て替えて支出する。

(費用の請求)

第4条 班長は自分で立て替えた弔慰金およびその他の付随費用（香典の袋代など）について速やかに「費用支出申請書」を作成し、担当のブロック長を経由の上、会計委員長に費用請求をする。ブロック長は事後直近の理事会で該当の金額を受けった後、班長に遅滞なく手渡すものとする。

(改訂)

第5条 この細則は、自治会理事会の承認をもって改訂することができる。

附則

(施行期日)

- ①  この細則は、平成22年6月1日から施行する。
- ②  細則改定 平成24年9月22日 第2条および第3条